

検事の定員・現在員等の推移

(人)

年度	定員	現在員	欠員 (A)	任官者 (B)	A-B
平成22年度	1,768	1,643	125	70	55
平成23年度	1,791	1,648	143	71	72
平成24年度	1,810	1,652	158	72	86
平成25年度	1,822	1,660	162	82	80
平成26年度	1,835	1,696	139	74	65
平成27年度	1,845	1,723	122	76	46
平成28年度	1,855	1,736	119	70	49
平成29年度	1,865	1,765	100	67	33
平成30年度	1,868	1,757	111	69	42
令和元年度	1,877	1,776	101	65	36

※ 現在員は、9月30日現在である。

※ 任官者は、12月任官者（新司法試験合格者からの任官者）である。

※ 平成22年度ないし平成24年度の現在員には、9月任官者（旧司法試験合格者からの任官者）が含まれる。  
（平22:4人, 平23:1人, 平24:2人）

出典：法務省作成資料

令和2年3月31日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について

国家公務員法（以下「国公法」という。）第81条の3に規定される、定年による退職の特例（以下「勤務延長制度」という。）は、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認め、公務遂行に支障を生じさせないようにしようという趣旨から設けられている（森園幸男ほか編「逐条国家公務員法（全訂版）」698頁）。

勤務延長制度は、職員が同法第81条の2第1項により退職する場合に適用されるどころ、同項において、職員が定年に達したときは、定年に達した日以後の最初の3月31日又は任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日に退職する旨規定され、同条第2項において、職員の定年年齢が原則として60歳である旨規定されている。

一方、検察官の定年については、検察庁法第22条において、一般の国家公務員とは異なり、検事総長は65歳、その他の検察官は63歳にそれぞれ達した時に退官する旨規定され、さらに、同法第32条の2において、同法第22条の規定は、国公法附則第13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする旨規定されている。

このように、検察官の退職（退官）に関して国公法の特例となっているのは、定年年齢と退職時期であり（具体的には、同法第81条の2第1項に規定される「法律」による「別段の定め」は、検察庁法（22条）により規定される定年年齢と定年による退職時期と解される。前記逐条国家公務員法1233頁も同旨。）、検察官の定年による退職は、広く捉えれば、一般法たる国公法が規定する「定年による退職」に包含されるものと解される。そして、前記の勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであり、検察官についても、国公法の定年制度を前提とする勤務延長制度の適用があると解される。

この点、昭和56年の国公法改正により一般職の国家公務員全体に定年制度が導入される以前から、検察官については定年制度が設けられており、いわば検察官の定年制度そのものが国公法の特例であったところ（国公法の特例を定める検察庁法第32条の2は、国公法施行後の昭和24年に設けられ、その時点で既に検察官の定年に関する検察庁法第22条が国公法の特例とされていたことから明らかである。）、前記国公法改正により一般職の国家公務員全体に定年制度が導入されたことに伴い、その特例としての意味は、定年年齢と退職時期の2点に限られることとなったものであって、その意味でも、前記国公法改正以後は、国公法に規定される定年制度そのもの、そして、これを受けて規定されている勤務延長制度については、検察官にも（一般法である）国公法の規定が適用されると解するのが自然である。

なお、勤務延長制度は、職員が同法第81条の2第1項により退職する場合を前提としているところ、前記のとおり、検察官の定年による退職に関する特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても定年退職に関する一般法たる国公法に拠っていると言ふべきであって、結局、検察官の定年による退職は、検察庁法第22条により前記2点につき修正された国公法第81条の2第1項に基づくものと解される。

以上

（注1） 勤務延長制度に関する国公法第81条の3の検察官への適用にあつては、検察官につき前記2点に関しては本来検察庁法第22条により特例とされていることから、国

公法81条の3第1項及び第2項のうち、「その職員に係る定年退職日」とあるものは、「その職員が定年に達した日」と修正されて適用されることとなる。

- (注2) 再任用制度に関する国公法第81条の4についても、勤務延長と同様、同法第81条の2により退職した者を対象としていることから、検察官にも観念的には適用があるものの、このうち、短時間再任用については、検察官は、犯罪の捜査や公訴の提起、刑事裁判への立会といった事務（検察事務）を自己の責任において行うこととされ、その職務内容が、週の一部や一日のうち限られた時間のみ勤務するといった短時間再任用になじまないこと、また、フルタイムの再任用についても、これまで、一般の国家公務員のような再任用職員のための俸給表が定められていないなど、法令上必要な手当てがなされていないことから、現状では適用できない状態にある。

勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について

人 事 院

1. 国公法における定年制度の導入以降、検察官の定年退職（退官）については、検察庁法第22条が国公法第81条の2第1項の「法律に別段の定めのある場合」に当たるものとして、勤務延長を含む国公法の定年制度全体が検察庁法により適用除外されていると解釈されてきたところ。

今般、法務省から示された、検察庁法が検察官の定年退職（退官）に関して国公法の特例を定めているのは定年年齢と退職時期に限られ、勤務延長（国公法第81条の3）の規定は検察官にも適用されるという理解については、そのように検察庁法を解釈する余地もあることから、人事院として特に異論を申し上げない。

2. ただし、「注2」については、「フルタイム再任用と短時間再任用とにかかわらず、再任用は検察官の職務の特殊性に鑑み適用になじまないことから、国公法第81条の4及び第81条の5は適用されないと解される」とすべきである。

## 下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

	判事			判事補					五大弁護士 事務所の 採用者数
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B	
平成22年度	1,782	1,758	24	1,000	862	138	105	33	116
平成23年度	1,827	1,800	27	1,000	864	136	99	37	81
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92	45	98
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98	54	116
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67	140
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92	154
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	79	127	156
平成29年度	2,035	1,946	89	977	813	164	66	98	188
平成30年度	2,085	1,972	113	952	779	173	83	90	194
令和元年度	2,125	1,996	129	927	779	148	75	73	
令和2年1月	2,125	2,073 (82)	52	927	772 (14)	155			

- \* 現在員は、12月1日現在である(ただし、令和2年は1月16日現在)。
- \* 任官者は、12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む(令和元年度は令和2年1月までの任官者である。)
- \* 令和2年1月16日に、判事補から判事に82人任官し、判事補75人を採用した。
- \* 五大弁護士事務所の採用者数は、株式会社ジュリスティックスのホームページ(ジュリナビ)に掲載されている情報に基づくものである。

出典：最高裁判所作成資料

令和2年3月31日(火) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)

○令和3年1月の判事の欠員数について

2073 (令和2年1月16日現在の判事数)

+ 92 (任官予定者)

~~+ 35 ~ 50 (その他の増加)~~

- 30 (定年退官見込み)

~~- 40 ~ 65 (その他の減少)~~

= 2105 ~ 2155

2155 (30増加後の判事補定員) - 2105 ~ 2155

= 0 ~ 50 (欠員数)

○令和3年1月の判事補の欠員数について

772 (令和2年1月16日現在の判事補数)  
+ 101 (73期司法修習生のうち採用時に裁判官を希望していた者の数)  
+ 0~5 (その他の増加)  
- 90 (令和3年1月までに判事任命可能性のある63期の判事補数)  
- 5~10 (その他の減少)  
= 773~783  
  
897 (30減少後の判事補定員) - 773~783  
  
= 114~124 (欠員数)

[参考]

行政省庁等に勤務している裁判官出身者(判事補相当期の者)の人数(令和元年12月1日現在)

77人

判事補の身分を離れて弁護士職務経験中の人数(令和元年12月1日現在)

25人

出典：最高裁判所作成資料

令和2年3月31日(火) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)

## 司法修習生採用時の判事補志望者数と判事補採用数

期別	(採用年度)	志望者数	採用数
第68期	(平成27年度)	150	91
第69期	(平成28年度)	160	78
第70期	(平成29年度)	133	65
第71期	(平成30年度)	115	82
第72期	(令和元年度)	127	75

出典：最高裁判所作成資料

令和2年3月31日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）



## 法科大学院修了者数の推移 (平成26年度～平成30年度)

修了年度	修了者数
平成26年度	2,511
平成27年度	2,190
平成28年度	1,872
平成29年度	1,622
平成30年度	1,456

出典：法務省作成資料

令和2年3月31日（火） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

○ 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）

目次

- 第一章 司法試験等（第一条―第十一條）
- 第二章 司法試験委員会（第十二條―第十六條）
- 第三章 補則（第十七條）

附則

第一章 司法試験等

(司法試験の目的等)

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行ふ。

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行ふものとする。

(司法試験の方法等)

第二条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行ふ。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行ふものとする。

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行ふ。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行ふ。
- 一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）
- 二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- 三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその应用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

- 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者。その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 二 司法試験予備試験に合格した者。その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行ふ。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行ふ。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行ふ。

- 一 前項各号に掲げる科目
- 二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行ふ。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(司法試験等の実施)

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行ふものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができなからうとすることができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第二章 司法試験委員会

## 司法試験の結果について(平成23年～令和元年)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受験者数	8,765人	8,387人	7,653人	8,015人	8,016人	6,899人	5,967人	5,238人	4,466人
	うち法科大学院修了資格	8,765人	8,302人	7,486人	7,771人	7,715人	6,517人	5,567人	4,805人
	うち予備試験合格資格		85人	167人	244人	301人	382人	400人	433人
短答合格者数	5,654人	5,339人	5,259人	5,080人	5,308人	4,621人	3,937人	3,669人	3,287人
	うち法科大学院修了資格	5,654人	5,255人	5,092人	4,837人	5,014人	4,245人	3,544人	2,906人
	うち予備試験合格資格		84人	167人	243人	294人	376人	393人	431人
短答合格率	64.51%	63.66%	68.72%	63.38%	66.22%	66.98%	65.98%	70.05%	73.60%
	うち法科大学院修了資格	64.51%	63.30%	68.02%	62.24%	64.99%	65.14%	67.39%	71.21%
	うち予備試験合格資格		98.82%	100%	99.59%	97.67%	98.43%	98.25%	99.54%
最終合格者数	2,063人	2,102人	2,049人	1,810人	1,850人	1,583人	1,543人	1,525人	1,502人
	うち法科大学院修了資格	2,063人	2,044人	1,929人	1,647人	1,664人	1,348人	1,253人	1,189人
	うち予備試験合格資格		58人	120人	163人	186人	235人	290人	336人
(最終合格者数前年比)		(+39人)	(-53人)	(-239人)	(+40人)	(-267人)	(-40人)	(-18人)	(-23人)
	うち法科大学院修了資格		(-19人)	(-115人)	(-282人)	(+17人)	(-316人)	(-95人)	(-64人)
	うち予備試験合格資格			(+62人)	(+43人)	(+23人)	(+49人)	(+55人)	(+46人)
合格率	23.54%	25.06%	26.77%	22.58%	23.08%	22.95%	25.86%	29.11%	33.63%
	うち法科大学院修了資格		24.62%	25.77%	21.19%	21.57%	20.68%	22.51%	24.75%
	うち予備試験合格資格		68.24%	71.86%	66.80%	61.79%	61.52%	72.50%	77.60%
合格点(総合評価)	765点	780点	780点	770点	835点	880点	800点	805点	810点
(合格点前年比)		(+15点)	(0点)	(-10点)	(+65点)	(+45点)	(-80点)	(+5点)	(+5点)
総合評価平均点	738.91点	761.08点	760.20点	751.16点	793.16点	829.52点	780.74点	790.17点	810.44点
(総合評価平均点前年比)		(+22.17点)	(-0.88点)	(-9.04点)	(+42点)	(+36.36点)	(-48.78点)	(+9.43点)	(+20.27点)

※平成23年の旧司法試験の結果は含まない。

出典：法務省作成資料

令和2年3月31日(火) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)